

HACCPの普及・導入支援のための 実態調査結果 概要

厚生労働省生活衛生・食品安全部
監視安全課HACCP企画推進室

HACCPの普及・導入支援のための実態調査について

調査方法

- 実施期日：平成26年12月31日現在
- 実施自治体：75自治体
- 対象施設：食品衛生法第52条第1項に基づく営業許可施設及び自治体が条例で許可又は届出の対象としている施設のうち、食品又は添加物の製造業の施設並びに仕出し屋、弁当屋及び給食施設
- 実施方法：厚生労働省が作成した調査票を対象施設に配布し（ファクシミリ、電子メール又は郵送）、対象施設より回収した調査票について回答を集計した

回答状況

- 調査対象施設数：**182,857施設**
- 回答施設数：**66,616施設（回答業種数：76,568業種）** ※1
- 回収率：**36.4%** ※2

※1 一つの施設が複数の業種を営む場合があるため、回答件数は業種数をベースとしている

※2 回収率は業種毎に異なる

留意事項

- この調査は、食品等事業者に対するHACCPの普及、導入を支援するため、現状を把握することを目的に実施した
- 対象施設に対して、事業規模（販売額、雇用者数及び流通状況等）に依らず調査票を送付し、得られた回答結果を単純集計した
- 製造業の他に給食施設等も調査の対象とした

調査実施自治体

中国・四国地区

岡山県、岡山市、倉敷市
広島県、広島市、呉市
福山市、山口県、下関市
徳島県、松山市、高知県
高知市

九州・沖縄地区

福岡市、北九州市
大牟田市、久留米市
佐賀県、熊本市
宮崎県、宮崎市
鹿児島市、那覇市

近畿地区

京都府、大阪府、堺市
豊中市、東大阪市
尼崎市、姫路市
奈良市、和歌山県
和歌山市

東海・北陸地区

豊田市、豊橋市、三重県

北海道・東北地区

北海道、小樽市、旭川市
青森県、青森市、岩手県
秋田県、秋田市、山形県
福島県、郡山市
いわき市

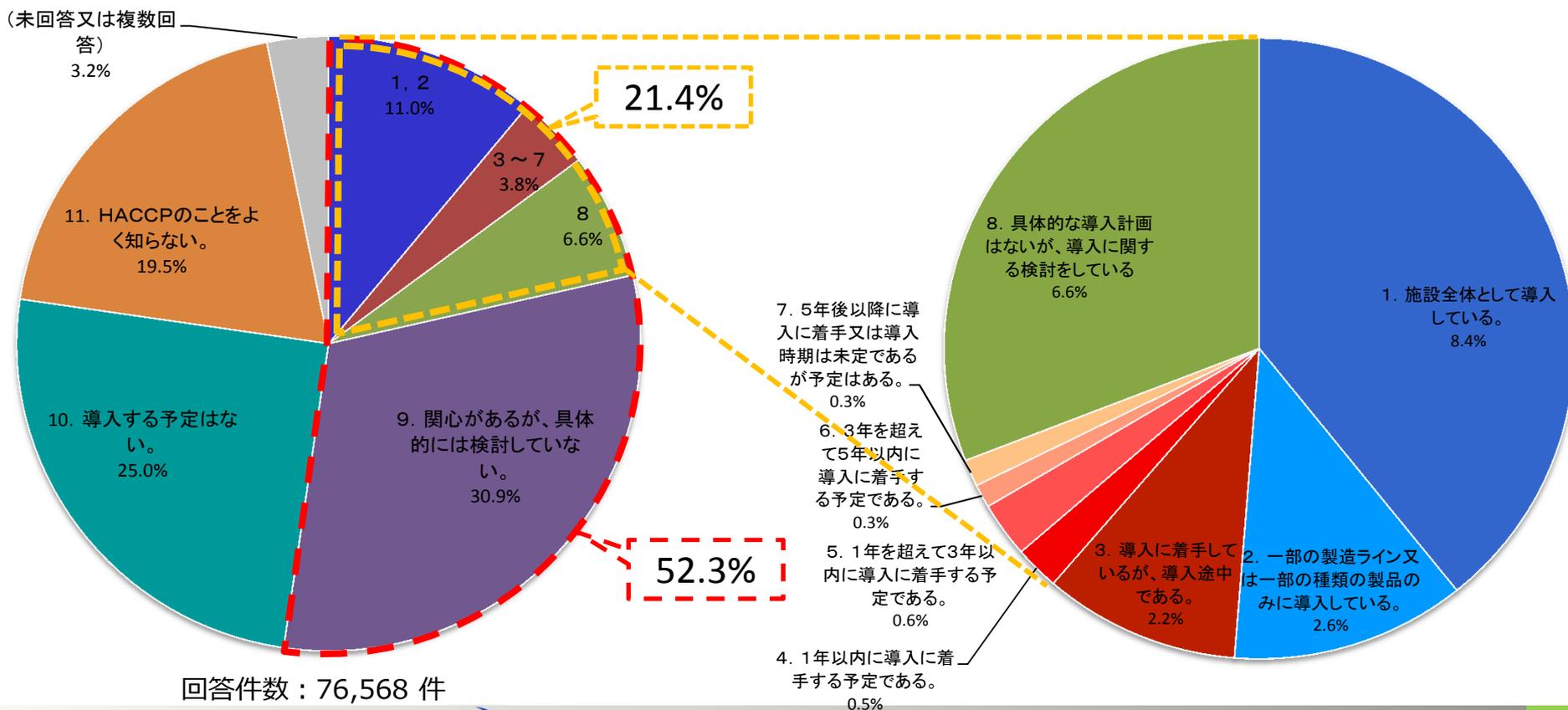
関東・甲信越地区

栃木県、宇都宮市、前橋市
高崎市、さいたま市
千葉県、千葉市、柏市
千代田区、中央区、港区
文京区、新宿区、江東区
品川区、中野区、墨田区
練馬区、世田谷区、葛飾区
江戸川区、八王子市
町田市、川崎市、新潟市
長野県、長野市

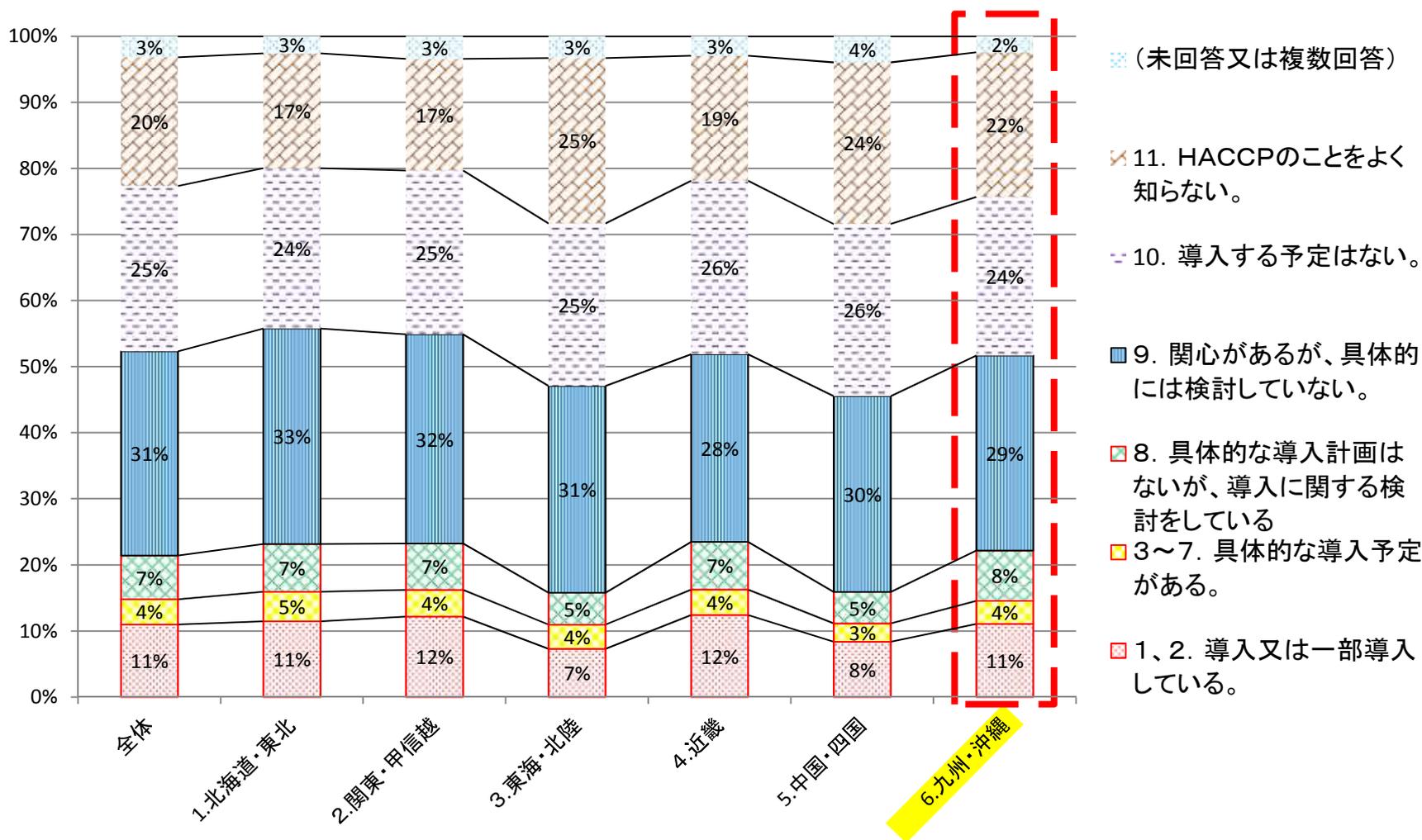


HACCPの導入状況

- 小規模事業者も含めた全体のHACCP導入状況は、「1.施設全体として導入している」及び「2.一部の製造ライン又は一部の製品のみ導入している」割合が11.0%で、これに「3~7.具体的な導入計画がある」と「8.具体的な導入計画はないが、導入に関する検討をしている」を加えると、全体の21.4%となる。
- 「9.関心があるが、具体的に検討していない」の割合は30.9%となっており、この層が導入を具体的に進めれば、全体の52.3%でHACCPの導入が進むことが期待される。
- 「11.HACCPのことをよく知らない」の割合は19.5%となっており、HACCPに関する周知は一定程度進んでいるが、引き続き、普及啓発が必要と考えられる。



地域ブロック別のHACCP導入状況

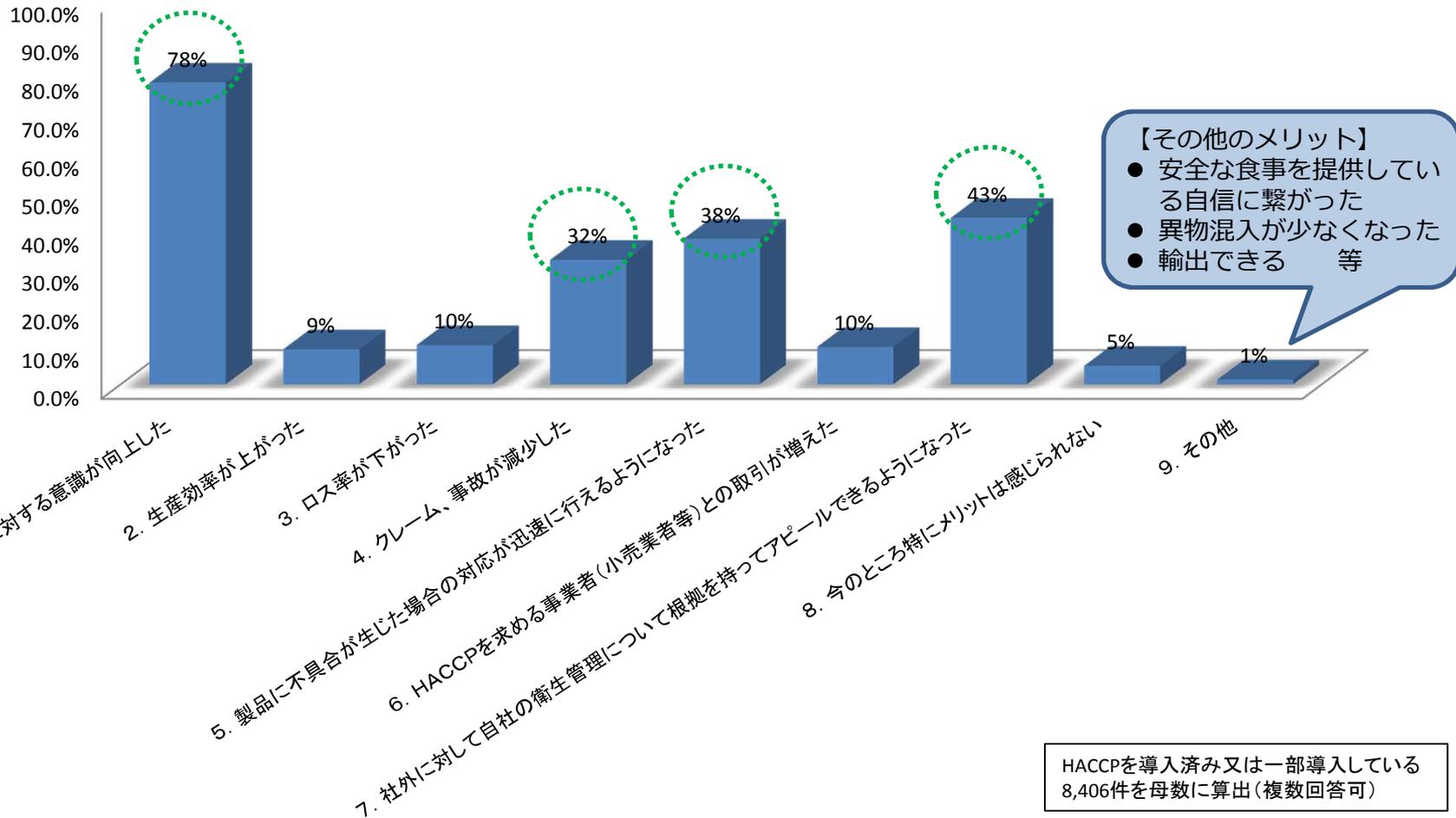


※地域ブロック毎に調査実施自治体の数が大きく異なるとともに、回答業種の分布や回収率にも差違があることに留意。



HACCP導入のメリット

- HACCPを導入したメリットとして割合が大きいものは、社員の衛生管理に対する意識向上した：78%、社外に対して自社の衛生管理について根拠を持ってアピールできるようになった：43%、製品に不具合が生じた場合の対応が迅速に行えるようになった：38%、クレーム・事故が減少した：32%の順となっている。



まとめ

1. HACCP導入状況

- ✓ 小規模事業者も含めたHACCP導入状況は、「導入済み（一部のみを含む）」、「具体的な導入計画がある」及び「具体的な導入計画はないが、導入に関する検討をしている」の割合が、全体の21.4%となっている。
- ✓ 「関心があるが、具体的に検討をしていない」の割合は30.9%（※）となっており、この層に対する導入支援、助言・指導が進めば、全体の52.3%で導入が進むことが期待される。
（※）多くの業種で約20%～40%となっている。販売額・雇用者数の規模の小さい層でも同様。
- ✓ 「導入済み」又は「具体的な導入計画がある」と回答した割合が小さい業種は、「HACCPのことをよく知らない」の割合が大きい傾向にある。

- 
- 今後のHACCP導入率の向上のためには、「HACCPに関心があるが、具体的に検討をしていない」層に、導入の検討に着手してもらうことが重要である。
 - 特に、本調査の実施自治体においては、管内の個別の事業者からの回答内容を参照の上、「関心があるが、具体的に検討をしていない」層に対して、HACCPに関する動画や手引き書等を活用しつつ、具体的な検討に着手してもらえるよう助言・指導を行うことが望まれる。
 - 「HACCPのことをよく知らない」事業者の割合が多い業種については、自治体と地域の食品関係団体が連携し、より重点的に普及啓発に取り組んでいくことが望まれる。

2. HACCP導入のメリット

- ✓ 販売額別、雇用者数別それぞれにおいて、全ての層で約7割以上が「社員の衛生管理に対する意識が向上した」ことをメリットとして挙げている。
- ✓ 「クレーム、事故が減少した」、「製品に不具合が生じた場合の対応が迅速に行えるようになった」、「社外に対して自社の衛生管理について根拠を持ってアピールできるようになった」については、販売額・雇用者数の規模が小さい層でも約3割がメリットと感じている。

- 
- 規模が小さい事業者においても、社員の衛生意識の向上に加えて、クレーム、事故の減少、不具合が生じた場合の対応の迅速化、社外への衛生管理のアピールなど、事業活動に好影響を与える効果が実感されていることを啓発することが有効と考えられる。

3. 地域の実情を踏まえた取組の必要性

- ✓ 地域により業種の分布が異なることや、業種によって導入状況に地域差があることが考えられる。
- ✓ このため、各地域ブロックごとに、導入状況調査の結果等を分析することにより、普及状況や導入促進に当たっての課題を把握し、取組を推進することが必要。

- 
- 地域ブロックごとの「HACCP普及推進連絡協議会（地方連絡協議会）」において、各地域ブロックの導入状況調査の結果や、地域のニーズを把握し、それぞれの実情に応じた普及推進方策の検討が行われることが望まれる。
 - 地域の実情に応じた普及を推進するための取組として、平成27年度から「地域連携HACCP導入実証事業」を実施している。各自治体及び地域ブロックにおいては、本事業における取組状況等も参考にしつつ、管内の事業者に対する普及を進めることが望まれる。